

大阪府情報公開条例の運用状況

(平成29年度)

1	行政文書の公開	1
2	情報公開審査会への諮問	2
3	法人文書の公開	3
4	情報の提供	3
5	情報の公表	4
6	会議の公開	4
7	出資法人の情報公開	5

1 行政文書の公開

〔請求処理状況〕

府の行政機関が保有する文書に関し、1,662件（うち取下げ524件）の公開請求があった。

請求方法は、府政情報センター窓口等への来所によらないものが75%（1,247件）を占めていた。

公開請求のうち、取下げを除く1,138件に対し、1,635件の決定を行った（1件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多くなっている。）。

決定の主な内訳は、部分公開決定（一部非公開）が715件と最も多く、次いで全部公開決定が696件、不存在による非公開決定が174件となっている。

決定処理のうち74%について、知事部局で処理を行い、その内訳は、都市整備部（429件）が最も多く、次いで、住宅まちづくり部（215件）となっている。

区 分		29年度(件)	28年度(件)
行政文書公開請求の件数		1,662	1,931
請求方法 別内訳	窓口へ提出	415	517
	府ホームページからの入力	768	879
	ファクシミリで送信	420	443
	郵送	59	92
行政文書公開請求の取下げ件数		524	418
行政文書公開請求の件数（取下げ件数を除く。）		1,138	1,513
実施機関の決定の件数（注）1		1,635	1,833
決定内容 別内訳 （注）2	全部公開	696	909
	部分公開	715	707
	全部非公開	23	26
	不存在による非公開	174	177
	存否応答拒否による非公開	26	14
	適用除外による非公開	1	0
	要件不備による非公開	0	0

(注) 1 1件の公開請求について複数の決定が行われる例

- ・ 1件の公開請求に対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、公開・非公開等の決定と不存在による非公開決定を行う場合
- ・ 文書を管理している室課所ごとに決定を行う場合

2 非公開決定の内容

- 部分公開（一部非公開）：個人のプライバシー情報や法人の正当な利益を害する情報などの非公開情報が記載されていることを理由として文書の一部を非公開とし、他の部分は公開する決定。
- 不存在による非公開：文書の保存期間が経過し、すでに廃棄した場合や作成又は收受していない場合など対象となる行政文書が存在しないことを理由とする非公開決定。
- 存否応答拒否による非公開：行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報が明らかになることを理由として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定。（条例第12条）
- 適用除外による非公開：刑事訴訟に関する書類及び押収物については、条例を適用しないこととされていることを理由とする非公開決定。（条例第40条）
- 要件不備による非公開：行政文書を特定するに足りる事項の記載がない等の公開請求の要件を満たさないことを理由とする非公開決定。（条例第7条第1、6項）

[非公開事由の適用状況]

非公開決定（不存在による非公開及び適用除外による非公開を除く。）の非公開事由としては、個人情報理由とするものが527件と最も多く、次いで、公開すれば法人等の正当な利益を害する情報（法人等情報）であることを理由とするものが431件となっている。

区 分	非 公 開 理 由	29年度 (件)	28年度 (件)	
公開しないこと ができる情報	法人等情報（条例8条1項1号、2項1号）	431	389	
	任意提供情報（条例8条1項2号、2項1号）	3	3	
	意思形成支障情報（条例8条1項3号、2項1号）	10	5	
	事務執行支障情報（条例8条1項4号、2項1号）	165	163	
	公共安全支障情報	76	87	
	内 訳	公共安全支障情報（条例8条1項5号）	9	5
		公共安全支障情報（条例8条2項2号）	32	34
公共安全支障情報（条例8条2項3号）		35	48	
公開しては ならない情報	個人情報（条例9条1号）	527	495	
	法令秘情報（条例9条2号）	0	2	
部分公開＋全部非公開＋存否応答拒否による非公開の総数		764	747	

（注）1件の決定について複数の理由が該当する場合があるため、非公開の総数より非公開理由別の件数が多くなっている。

2 情報公開審査会への諮問

情報公開審査会においては、情報公開条例の規定による公開決定等に対する不服申立てについての調査審議並びに同条例の運用に関する事項及び情報公開制度の在り方についての調査審議に関する事務を行っている。

（1）不服申立ての処理状況

公開請求に対する実施機関の決定について、平成29年度に諮問のあった審査請求は20件であった。平成29年度においては、過年度の諮問事案も含め、20件の処理（答申15件）が行われた。

区 分	取下げ 件 数	処 理 件 数					答申待ちの 件数	
		計	認容	一部 認容	棄却	却下		
23年度の諮問事案	3件	0件	3件	0件	1件	2件	0件	0件
24年度の諮問事案	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
25年度の諮問事案	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
26年度の諮問事案	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
27年度の諮問事案	1件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件
28年度の諮問事案	10件	0件	10件	0件	1件	9件	0件	0件
29年度の諮問事案	20件	1件	6件	2件	1件	3件	0件	13件
係 属 事 案 計	34件	1件	20件	2件	4件	14件	0件	13件

3 法人文書の公開

法人文書の公開の請求件数は32件あり、各実施法人は34件の決定を行った。その内訳は、全部公開決定が13件、部分公開決定が19件、存否応答拒否による非公開決定が1件、不存在による非公開決定が1件であった。

なお、部分公開決定（19件）の非公開事由は、個人情報情報を理由とするものが15件、法人等情報を理由とするものが9件、事務執行支障情報を理由とするものが3件あった（1件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、請求件数より決定件数が多くなっている。）。

(法人別文書請求件数)

区 分	29年度 (件)	28年度 (件)
大阪府立大学	3	0
大阪府立病院機構	16	2
大阪健康安全基盤研究所	0	—
大阪産業技術研究所	0	2
大阪府立環境農林水産総合研究所	0	0
大阪府住宅供給公社	3	7
大阪府土地開発公社	4	6
大阪府道路公社	6	12
合 計	32	29

(法人文書公開請求及び実施法人の決定の状況)

区 分		29年度 (件)	28年度 (件)
法人文書公開請求の件数		32	29
法人文書公開請求の取下げ件数		0	0
実施法人の決定の件数		34	33
決定内容 別内訳	全部公開	13	21
	部分公開	19	9
	全部非公開	0	1
	存否応答拒否による非公開	1	0
	不存在による非公開	1	2
	適用除外による非公開	0	0
	要件不備による非公開	0	0

(注) 1件の公開請求について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が取下げを除いた請求件数を上回ることがある。

4 情報の提供

府が保有する公開可能な情報については、府民等の申出に応じて、担当課及び府政情報センターで情報提供を行うこととしている。このうち、府政刊行物の販売部数は1,144部あり、「平成29年度大阪府基準地価格要覧」「平成30年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項」、や「乳幼児期からの発達支援 なんでもか... ???は気づきのスタート」の販売冊数が上位を占めた。

5 情報の公表

(1) 府政情報センターにおける資料の公表等

府政に関する基礎的な情報や政策形成過程の情報については、府民等の求めを待つことなく公表を行うこととしている。このうち、府政情報センターで公表した資料等の件数は、442件であった。

また、府政情報センターで公表していない資料についても、府のホームページに掲載し、公表を行った。

府政情報センターで 公表した資料等の件数		29年度(件)	28年度(件)
内 訳	府政に関する基礎情報	125	154
	政策形成過程情報	186	105
	その他	131	103

(注) 公表した資料等の内訳について

- 府政に関する基礎情報
 - ・ 府の施策、計画、指針等の概要
 - ・ 府の事務事業の概要(各室・課(所)等毎)
 - ・ 府の事務事業の評価の結果又はその概要
 - ・ 府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等
 - ・ 府の出資法人の組織、事業及び決算等の概要(条例第2条第4項に規定する実施法人及び条例第34条第2項の規定に基づき実施機関が定める出資法人に係るもの)
 - ・ 府の施設の管理に関する指定管理者との基本協定等
- 政策形成過程情報
 - ・ 府の基本的な施策、計画、指針等の策定及び重要な改廃等に係る案又は主要な検討資料
 - ・ 府の重要な政策決定等に関する部長会議等の協議又は報告の概要及び提出資料
 - ・ 府政に関する意見募集の結果又はその概要 他

(2) 特別顧問及び特別参与の職務の公表等

「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支給した、特別顧問及び特別参与については、平成26年に「特別顧問及び特別参与の職務の公表等に関する運用指針」を定め、従事した職務の遂行に係る情報について事後公表を行い、特別顧問等が職務に従事している場における当該実施状況のうち、ア 副首都推進本部会議での助言、イ 成果物の知事等への報告、ウ 特別顧問等相互間での意見交換については、ライブ公開を行っている。

また、情報公開条例が一部改正(平成29年3月29日施行)されたことに伴い、上記運用指針を改正し、事前公表を行うこととした。

区 分	29年度(件)	28年度(件)	27年度(件)
事前公表	123	1	—
事後公表	125	153	43
ライブ公開	3	5	2

※事前公表にはライブ公開分は含まない

6 会議の公開

公開制度の対象となる審議会等(法令又は条例で設置)は、平成29年度において242あった。このうち159の審議会等が公開会議(議題等により非公開とする旨の留保付きのもの等を含む。)であった。

7 出資法人の情報公開

府では、出資法人の情報の公開に関する指導指針に基づき、府の出資法人のうち、府の事務と特に密接な関係を有する法人を対象に、自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

平成29年度は対象法人すべて（18法人）で自主的に情報公開申出制度が実施され、情報公開の申出の件数は、3法人において計8件であった。

区 分		29年度	28年度
情報公開申出制度実施法人数		18法人	18法人
公開申出のあった法人		3法人	4法人
公開申出の件数		8件	11件
決定の件数		9件	13件
決定内容 別内訳	全部公開	5件	5件
	部分公開	3件	3件
	全部非公開	1件	5件
	存否応答拒否による非公開	0件	0件
	不存在による非公開	0件	0件

(注) 1件の公開申出について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が、公開申出の件数を上回ることがある。